

返戻金制度について

当社は、紹介した方が短期退職した場合に手数料を返戻する制度を設けています。
求職者様の責により1ヵ月以内にご退職された場合は、紹介手数料の100%、3ヵ月以内にご退職された場合は紹介手数料の50%をご返金させていただきます。
返戻の条件等の詳細については、職業紹介基本契約書及び紹介手数料に関する覚書の該当条項をご確認下さい。
ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。